

公的年金等の収入が400万円以下の方の市・県民税申告について

申告フローチャートはこちら

公的年金等以外の所得(※1)はありますか

はい

いいえ

公的年金等以外の所得は
20万円を超えますか

公的年金等の源泉徴収票に記載されている
所得税の源泉徴収税額は0円ですか

はい

いいえ

いいえ

はい

1

2

3

1

確定申告が必要です。(市・県民税の申告は原則不要です)

・川越税務署へ確定申告書を提出してください。

2

市・県民税の申告が必要です。

・市役所税務課へ市・県民税申告書を提出してください。
・所得税の還付等を受ける場合は、川越税務署へ確定申告書を提出してください。

3

確定申告をすると所得税が還付される可能性があります。

・公的年金等の収入から所得税が源泉徴収されていて、源泉徴収票に記載されている内容に医療費控除など追加(※2)があり所得税が還付になる場合は、川越税務署へ確定申告書を提出してください。
・控除を追加しても所得税の還付がない場合や、還付が不要な場合は、市役所税務課へ市・県民税申告書を提出してください。

4

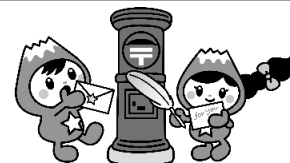
市・県民税の申告をすると税額が下がる可能性があります。

・公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除の内容に医療費控除など追加(※2)がある方は、市役所税務課へ市・県民税申告書を提出してください。
・源泉徴収票の記載内容に変更がある場合は、必ず市役所税務課へ市・県民税申告書を提出してください。

5

申告は不要です。

電子・郵送提出に
ご協力ください



※1 「公的年金等以外の所得」の主な例

種類	内容	所得金額の計算方法
給与	給与(パート・アルバイト含む)	収入金額－給与所得控除－所得金額調整控除
雑(公的年金等以外)	個人年金、報酬など	収入金額－必要経費
一時	生命保険の満期返戻金など	{ 収入金額－必要経費－特別控除額(50万円) } ÷ 2

※2 追加できる控除…源泉徴収票に記載されていない社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寡婦・ひとり親控除、障害者控除、配偶者(特別)控除、扶養控除、医療費控除など

問い合わせ
提出先

所得税の確定申告: 川越税務署 049-235-9411(自動音声案内)

市・県民税の申告: 富士見市役所税務課市民税係 049-252-7116(直通)